⑵　資産や負債の蓄積に関する勘定

蓄積活動等により生じる一定期間における非金融資産の変動並びに金融資産及び負債の変動を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

ア　資本取引に関する勘定

各制度部門における、固定資産や在庫を含む生産資産や非生産資産からなる非金融資産の取得や処分に伴う変動（総固定資本形成や在庫品増加等）や、資本移転について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純貸出あるいは資金不足を示す純借入に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使用に関する勘定の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、資本移転の受払に関する項目を記録する。

なお、固定資産には、住宅等の建物や構築物、機械・設備、防衛装備品、育成生物資源、ソフトウェア（自社開発ソフトウェアを含む。）や研究・開発等の知的財産生産物を含む。

イ　金融取引に関する勘定

各制度部門における、金融資産及び負債に関する取引について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、金融取引のうち債権である金融資産の変動に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、金融取引のうち債務である負債の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産変動側の差額として、純貸出あるいは純借入に関する項目を記録する。

金融資産や負債には、現金・預金、貸出・借入、債務証券、持分のほか、雇用者ストックオプションや年金受給権、定型保証支払引当金等を含む。

ウ　その他の資産変動に関する勘定

各制度部門における、資本取引に関する勘定及び金融取引に関する勘定に記録された取引以外の要因による資産及び負債の変動について、以下の内容により記録する。

取引によらない資産の量の変動に関する項目を記録するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得又は保有損失に関する項目を記録する。

⑶　貸借対照表に関する勘定

各制度部門における、特定の時点における所有資産の価値額と負債の価値額を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

資産側には、所有する非金融資産及び金融資産に関する項目を記録する。

負債及び正味資産側には、所有する負債に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産側の差額として、所有する正味資産に関する項目を記録する。

⑷　一国経済全体に関する勘定

経常的取引に関する勘定及び資産や負債の蓄積に関する勘定について、各制度部門を統合することにより一国経済全体の統合表示を記録するとともに、非居住者を包含した海外部門との取引を記録する勘定を作成する。

⑸　補足的な表

その他、必要に応じ、経済活動別の財貨・サービスの産出・投入に関する項目のほか、国民経済計算を作成・利用する上で重要となる項目を記録する。また、ここに含まれるものの一覧は公表する。

6　作成方法の原則等

⑴　フローについては、生産面、分配面及び支出面からの推計を行う。生産勘定は、産出構造及び産業別投入構造から国内総生産を推計することで作成し、さらに、所得の発生・分配・使用、資本の蓄積（負債）等を推計することで作成する。

⑵　ストックについては、固定資産は、総固定資本形成及び固定資本減耗等のフローの値を利用して恒久棚卸法によって推計し、さらに、在庫、非生産資産及び金融資産を推計することで作成する。

⑶　その他、本基準に基づく国民経済計算の具体的な作成方法は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、総務大臣に通知した後、公表する。

7　雑則

⑴　作成頻度

国民経済計算は、毎年少なくとも１回作成する。

また、国民経済計算における最も主要な集計項目である国内総生産及びその主要な内訳項目等については、速報値を四半期ごとに作成する。

⑵　国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準との対応

本基準に基づく国民経済計算と、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準の対応について公表する。

⑶　計数の改定等

国民経済計算は、作成の基礎となる資料の改定等により、必要に応じ計数の改定等を行うとともに、その改定等の理由を公表する。

⑷　基準の変更の検討等

本基準の変更の検討等に当たっては、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に関する国際動向、我が国の経済情勢及び国民経済計算の作成方法や作成の基礎となる資料その他の本基準に関係する事項について、必要に応じ研究を行うものとする。

その状況については、必要に応じ統計委員会に報告するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一六四	二八、一一、一	辻村　一郎
五一六五	二八、一一、一	栗山　貴行
五一六六	二八、一一、一	嶋根　久実
五一六七	二八、一一、一	八鍬　啓二
五一六八	二八、一一、一	金子　春菜

○政治資金適正化委員会告示第七十七号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一八二〇	羽原伊久雄	一八二五	二八、九、二八

○法務省告示第五百九十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年十一月十八日

法務大臣　金田　勝年

住所　浜松市西区篠原町22081番地６
ハー・バオ・タム　平成７年８月14日生

住所　青森県十和田市一本木沢１丁目６番32号
ガンヤナット・ニワ　昭和56年７月23日生

住所　埼玉県富士見市鶴馬１丁目３番９号
王小欣　昭和50年３月17日生

住所　秋田市仁井田二ツ屋２丁目７番９号
ウマデビ・シンドウ・マハラザン　昭和52年４月14日生

住所　兵庫県姫路市車崎２丁目14番21号
林富士子　昭和46年１月15日生

住所　岡山県倉敷市美和２丁目１番５号
ラック・サナ　昭和61年６月30日生

住所　大阪府茨木市市庄１丁目15番22号
胡君　昭和62年１月６日生

住所　大阪府大東市平野屋２丁目４番15号
ジュリアナ・ホソガイ　平成４年10月６日生
アユム・ホソガイ　平成28年３月３日生
徐洪超　平成５年１月18日生

住所　神奈川県厚木市吾妻町１番９―403号
ガイ・トゥォット・ゴォッ　平成５年３月29日生

住所　相模原市南区鵜野森１丁目47番42号
金炳秀　昭和44年１月17日生

住所　兵庫県西脇市西脇944番地６
朱静　昭和55年５月29日生

住所　埼玉県川口市西川口６丁目17番11―1002号
李芬萍　昭和40年12月15日生

関奕宗　平成５年２月12日生